



発行責任者：NPO法人 八女地区障害者相談支援センターリーベル
住所：八女市本町17-2 電話：0943-22-2610 FAX：0943-22-2664
E-mail：liber-yame@marble.ocn.ne.jp URL：http://liber-yame.net
障害者虐待通報ホットライン ☎090-2580-0294
いつでもお電話ください!

皆様、今年も梅の香の季節も過ぎ、平成30年度がもうすぐ始まります。この平成30年度は、八女地区の障害福祉において節目の年になります。その理由として、一つは今回のリーベル通信に掲載の通り、障害者総合支援法の大きな改正があります。もう一つは、八女地区（八女市・広川町）において、障害者の重度化、高齢化や『親亡き後』を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を地域の実状に応じて整備する「地域生活支援拠点等整備事業」がスタートするからです。内容につきましては、また次回にお伝えしますが、私たち「リーベル」だけでは十分に担いきれない在宅の障害児者への支援において人的な配置が行われます。そこにはそれを支える八女地区の全ての障害福祉の関係機関（者）のネットワークが不可欠です。ぜひとも、今後とも更なる連携をよろしくお願いします。
センター長 大塚博嗣

H29年度第2回リーベルネットワーク研修会

2月12日、八女市文化会館にて「一人ひとりの思い、生活を大切にしていますか？～合理的配慮・意思決定支援を実践するために～」をテーマに、又村あおい氏を講師にお招きし、今年度第2回リーベルネットワーク研修会を開催しました。又村氏は神奈川県平塚市の行政職員でありながらも障害者福祉に深く精通され、内閣府の障害者制度改革担当室で仕事をされた経歴もあります。また全国手をつなぐ育成会連合会にも関わっておられます。

今回の研修会には、リーベルネットワークに繋がっている障害福祉の関係者はもとより、地域の民生委員・主任児童委員、地域の小中学校の先生方等にもご参加いただきました。
講話内容としては、特に支援が難しいと思われるがちな知的障害児者等への「意思決定支援」と障害者差別解消の為に必要な「合理的配慮」について、その必要性の法的根拠の説明からそれぞれの意味するものまで、具体的な中身などを例え話も交え、とてもわかりやすく話していただきました。改めて障害を持つ方へ「寄り添う」ことが何よりも大切で、支援の第一歩であることを確かめることができた研修でした。



リーベルネットワーク会議

昨年11月27日に八女地区の34の障害福祉の関係機関に集まっていただき、リーベルネットワーク会議を開催いたしました。リーベルへの相談状況からその相談内容や傾向等を報告しました。



また、4つの分科会の活動報告を行いました。その他に、八女地区で今後活用していく就労アセスメント実施マニュアルと来年度からスタートする地域生活支援拠点等整備事業の説明を行いました。双方とも新たな八女地区での取り組みであり、出席者からは多くの質問や意見もいただきました。参加された皆さんの一致した考えは、こういった社会整備を行うことによって、この地域を住みやすい地域にしたいとの願いであると感じました。

祝 成人 !!

川口 葵衣さん



無事に成人式を迎えることができました。小、中学校の時の友達とも会え、とてもうれしそうでした。(母)

筑後特別支援学校見学会!

今年度、初めて保護者対象の見学会を2月1日に開催しました。



中学校から1名、小学校から4名の保護者が参加。秋山教諭より概要説明を受け、小・中・高等部の授業見学をしました。質疑では、授業内容や受験、転校などの質問も出て、将来の学校選択の参考になりました。「センター機能の役割があること、別の学校に行っても相談は可能」など力強いお話を頂きました。

福島小と上妻小から

カレンダーをいただきました

年末に市内の福島小学校と上妻小学校の特別支援学級の児童さんより手作りのカレンダーをいただきました。それぞれを相談室に掛けて活用させていただいています。



福島小より



上妻小より

ありがとう!!
大切に使います

編集後記

もう7年連続になりますが、クリスマスに匿名の方（サンタさん）から「使ってください。」とプレゼントをいただきました。大事に使わせていただきたいと思います。さて、そろそろ冬も終わる頃ですが、まだまだ寒い日々が続きます。風邪に気を付けて元気に春を迎えましょう。(K・I)

ぶんかかいほうこく 一分科会報告



こども

今年度第3回こども分科会は、昨年引き続き、福岡県発達障害者支援センターあおぞらの公文真由美センター長よりご講話いただきました。今回は「ソーシャルスキルトレーニング(SST)の実践～発達障害のある子への関わり方」と題し、「上手な聞き方」「上手な断り方」についてSSTの実演を交えて解説いただきました。またストラテジシートを活用した行動分析についても演習形式で分かりやすく伝達していただき、SST、行動分析は難しいものではなく、どの現場でも実践できるものと認識することができました。

参加者からも「ソーシャルスキルというとなんか難しいというイメージがあったが、改めて教えてもらい納得するところが沢山あった。」「子どもの行動については、すべてその子なりの理由がある。つくづくこちらの物差しで考えてはいけなかった。」「問題行動の改善に悩む日々だったので、ストラテジシートをすぐに実践していきたいと思う。」等々の感想をいただき、各々の現場に応用できる大変有意義な研修となりました。公文センター長、また実演に協力いただいた委員の皆様ありがとうございました。



せいにかつ せいの

平成29年11月22日(水)に今年度第3回分科会を開催しました。精神科医療機関が提供しているグループホーム、精神科デイナイトケアについて知りたいという意見を受け、筑水会病院のグループホームあおぞら・デイナイトケアつばさの視察研修を行いました。

グループホームは各自が自室や玄関の鍵を持ち、一人ひとりに応じた日中活動など、自立度の高い生活に驚きの声が多くあがりました。デイケアでは初めて中に入る参加者も多く、入浴設備や食事作り、スポーツなど様々な活動メニューが準備され、デイナイトケアでは夕食の提供もあり、在宅者の貴重な社会資源だと知ることができました。医療機関に隣接していることもあり、安心できる環境で生活されていました。今回の視察研修を八女地区の地域支援に活かしていこうと思います。



GHのつどい



八女地区のグループホームで生活されている障害をお持ちの方々の集いの場として、毎年開催している「グループホームのつどい」が今年度で5回目を迎え、昨年12月3日(日)八女市立福島小学校にて、「第5回グループホームのつどい」を開催しました。八女市にあるサウスクラブの皆さんと一緒にニュースポーツを行い、卓球バレー・五目お手玉・アジャタ・鳴子踊り・新聞紙やぶりをとおして身体を動かす、また学生ボランティアさん(八女学院高・福島高・西短付高)にも来ていただき、参加者の皆さんの笑顔が多く見られる心温まるひとときになりました。(GHのつどい実行委員会)

ぶんかかいほうこく 一分科会報告



しゅうろう 就労

平成29年4月1日から就労継続支援A型の運営等に関する基準省令等の改正が行われ、賃金及び工賃については、「生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」「工賃の支払いは原則として、自立支援給付を充ててはならない」旨の規定が設けられました。

今年度に入り、経営の行き詰まりから、岡山県の会社が7事業所を閉鎖し283人を解雇、広島県では2事業所が閉鎖され112人が解雇となり、利用していた方々は働く場を失われている現状が相次いでいます。幸いなことに八女地区では経営不振で閉鎖したA型事業所は出ておりませんが、生産性の高い仕事の確保が不可欠な状況となっています。

このような課題意識を持ちながら、就労支援分科会では、10月にさんふらわあ(A型)、八女てらす(B型)、12月にはフラワーパッケージセンター(A型)、夢と希望(B型)の見学後、グループワークにて検討を行いました。A型は工賃アップを図るための取組み、B型は利用者さんが働きやすい仕事環境を整える等、各々事業所の特性を活かして取り組まれている等の意見が出ておりました。

障害者の方が地域で働きながら自立した生活ができる八女地区でありたいです。



やうだん 相談

私たちが暮らす地域で災害が起こったら、私たち相談支援専門員は何をすればいいの?そのような思いから、昨年12月に開催した分科会では、熊本市障がい者相談支援センター絆センター長平田晴彦様をお招きし、熊本地震での体験をもとにご講演いただき、災害時の相談支援専門員の役割、動きについて学びました。また、八女地区の防災対策の現状を知る為に、八女市役所防災安全課のご担当者様からもお話を伺いました。

熊本地震の際は55ある福祉避難所の内、被災して開設できない所もあり、実際の開設数は28施設、災害発生後は行政は混乱、自身の相談支援事業所も被災し、何をどこから手をつけてよいのかわからない状況だったこと、日が経つにつれ心身ともに疲弊していったこと等、災害時の心身の疲労や混乱状況を知ることができました。そんな中、日本相談支援専門員協会から派遣されたスタッフの協力を得て、



避難行動要支援者(障がい児・者)を対象に、相談支援専門員による個別訪問等を行い安否確認を実施することができたとのこと。印象に残った言葉があります。『受援力』支援を受け入れる力が大切。自分たちだけでは行き詰まってしまったところに、各地の関係者とのネットワークや支援があったことで、今やるべきことが整理でき実行できたとのこと。日頃のネットワークの必要性や大切さを学ぶことができました。

しょうがいしゃそうごうしえんほう かいせい 障害者総合支援法の改正について

しょうがいしゃそうごうしえんほう しこう ねん けいか おお かいせい へいせい ねん がつ おこな
障害者総合支援法も施行から 5年が経過するにあたって大きな改正が平成30年4月から行われます。
す。今回は、その主要な改正点を抜粋してご紹介いたします。



しょうがいしゃ のぞ ちいきせいかつ しえん 1. 障害者の望む地域生活の支援

じりつせいかつえんじょ そうせつ ・ 自立生活援助の創設

ほんにん いし そんちよう ちいきせいかつ しえん いっていきかん ていきてき じゆんかいほうもん おこな しよくじ
本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問を行い、食事や
そうじ こうきょうりょうきん たいのう きんりん かんけい りようこう かくにん おこな でんわ せいわ
掃除、公共料金の滞納はないか、近隣との関係は良好かなどの確認を行います。電話やメールなどで
せいかつそうだん
の生活相談もできます。

しゅうろうていちゃくしえん そうせつ ・ 就労定着支援の創設

しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ かつた しょくば かぞく かんけいきかん れんらくちようせい おこな しょくば じたく ほうもん せいかつ
就労定着支援事業所の方が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活
リズムや体調などの指導や助言などを行ったりすることで、環境の変化に適応できるようにサポート
します。

じゅうどほうもんかいご ほうもんさき かくだい ・ 重度訪問介護の訪問先の拡大

じゅうどほうもんかいご りよう かつた にゆういんちゆう いりようきかん りようしゃ じょうたい じゆくち
重度訪問介護を利用している方が入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパ
ーを引き続き利用したり、そのニーズを的確に医療従事者に伝達したりなどの支援ができるようになります。
す。

こうれいしょうがいしゃ かいごほけん えんかつ りよう ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

たとえば 65さいになるまでのちようきかんにわたりしょうがいふくしうを受けていた障害のある方が障害福祉
サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合、一定程度以上の障害支援区分の方や低所得者に
たい かいごほけん りようしゃふたん けいげん しく もう
対して、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるような仕組みが設けられます。

しょうがいじしえん たようか こま たいおう 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

きょたくほうもん じどうはったつしえん ていきよう そうせつ ・ 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

げんじょう じゅうど しょうがい がいしゆつ いちじる こなんん しょうがいじ はったつしえん う じゅうしやう
現状では、重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けられません。そこで 重症
しんしんしょうがいじ きょたく ほうもん はったつしえん おこな あら そうせつ
心身障害児などの居宅を訪問して発達支援を行うサービスが新たに創設されました。

ほいくしょうとうほうもんしえん しえんたいしやう かくだい ・ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

にゅうじいん じどうようごしせつ にゅうしよしや し しょうがいじ わりあい わりていど しょくいん しえん くわ
乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加
て、せんもんてき しえん もと ほいくしょうとうほうもんしえん たいしやうしや にゅうじいん じどうようごしせつ こ
専門的な支援が求められているため、保育所等訪問支援の対象者を乳児院や児童養護施設の子
たちにも拡大することになりました。



・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所、特別支援学校などの福祉機関と訪問看護ステーション、小児科診療所などの医療機関と連携を図るために連絡調整を行う仕組みをつくることになりました。

・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

各市町村において障害児を対象にした障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成を義務付けることになりました。また障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための仕組みも導入しました。

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

・ 補装具の貸与制度の追加

補装具費は身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して補助金が支給されています。これまでは補装具本体の「貸与」はありませんでしたが、障害児など成長に伴って短期間で補装具の交換が必要となる場合は「購入」を原則基本としたうえで、「貸与」が適切と考えられる場合には補装具本体の貸与が行われるようになりました。



・ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

障害福祉サービスを提供する事業所の質の向上が重要な課題であるなか、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするために、施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容などを都道府県知事へ報告し、都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みが作られます。この情報をもとに利用したいサービスを提供している事業所を選択することができるようになります。

・ 自治体による調査事務・審査事務の効率化

障害者自立支援法の施行から10年が経ちました。障害福祉サービスなどの事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加しています。今回の改正で、事務の一部、たとえば利用を検討している方に向けて利用審査に必要な質問や関連文書の作成などを、許される範囲内で行政から委託された民間法人が担うことができるようになります。

